
今月のテーマ 電子納税の手続について

最近では e-Tax を使った電子申告が一般的になり、以前のように申告への署名押印の手間がなくなってきました。申告書の提出と同様に納税手続きについても、金融機関窓口に向くことなく行うことができます。今回は電子納税の手続きについてご紹介いたします。

1. ダイレクト納付

ダイレクト納付では、e-Tax を利用して電子申告等をした後に、事前に届出た預貯金口座からの振替により一定の国税を納付することができます。

(1) 届出書の提出

[国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書](#)を税務署長に提出し、振替を行う預貯金口座を指定します。なお、届出書の提出から利用開始までは1ヶ月程度の時間が掛かりますので注意が必要です。

(2) 納付できる税金

法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税
申告所得税、源泉所得税、贈与税など



e-Taxにより申告書を送信すれば
ダイレクト納付可能

上記以外の税目でe-Taxにより
申告書を送信しなかったもの



納付情報登録(下記2の登録方式を参照)を
行えばダイレクト納付可能

(3) 納付のタイミング

口座振替の時期は、手続きの後にすぐに納付できる方法と納付期日までの納付日を指定する方法の2種類があります。ただし、納付期日当日に申告等データを送信した場合は、納付日を指定することはできません。

なお、ダイレクト納付が利用可能な金融機関は[国税庁 HP](#)で確認できます。

2. インターネットバンキング等による納付

インターネットバンキングや ATM 等を使って行う電子納税には登録方式と入力方式の2種類があります。両方式とも e-Tax の利用開始届を提出していれば、電子納税に係る事前の届出や e-Tax による申告等データの送信をすることなく電子納税することが可能です。

(1) 登録方式

「税目、納付の目的となる課税期間、申告区分、納付金額等」の納付情報データを e-Tax で送信し、その後 e-Tax より送られてくる納付区分番号等を使い、インターネットバンキング等により納付します。なお、対象税目の制限はありません。

(2) 入力方式

利用者自身で「税目番号、申告区分コード、元号コード、課税期間」について指定された番号を組み合わせで作成した納付目的コードを使ってインターネットバンキング等により納付します。なお、入力方式は申告所得税及び復興特別所得税(源泉所得税は除きます)、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税の税目が対象となります。

3. メリット・デメリット一覧

	メリット	デメリット
ダイレクト納付	・申告書の電子申告と同時に納付手続きが可能 ・納付期限日前ならば納付日を指定可能	事前に届出書の提出が必要なので即時に利用ができない
登録方式	金融機関への納付指図が簡便にできる	・e-Taxで納付情報登録の必要がある ・受信通知の取得確認が必要となる
入力方式	事前の手続が3つの方法のうち一番簡便にできる	・納付目的コードの作成に注意が必要 ・納付できる税目が限定される